

# 西宮市緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業

阪神・淡路大震災、東日本大震災では多くの命が犠牲になりました。

巨大な地震などの大規模災害時には、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うことや、被災者に緊急物資を供給することが急務となります。そのためには緊急輸送道路の機能確保が不可欠です。沿道建築物の倒壊による緊急輸送道路閉塞を防ぐことは、建物所有者だけでなく、周辺地域の住民の生命と財産を守るとともに、地域の復旧・復興を進めていくためにも極めて重要です。

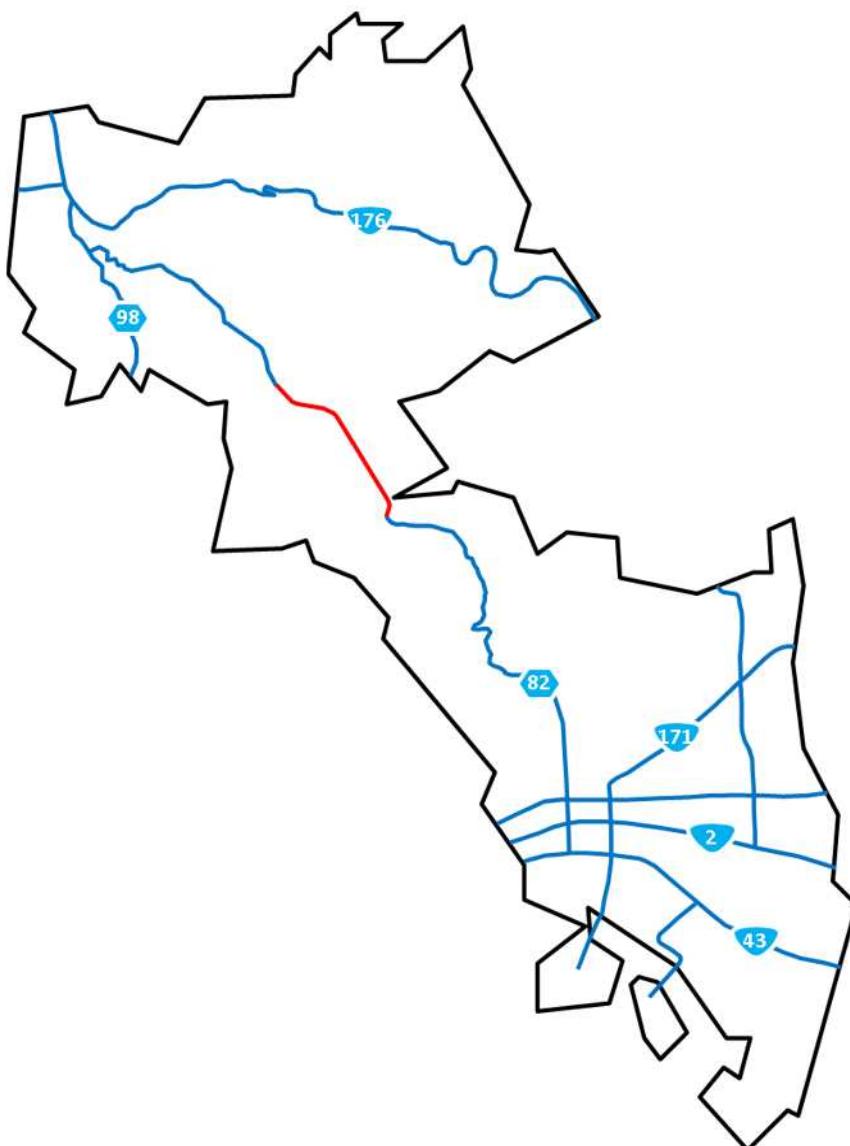
このようなことから、西宮市では「緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業」として建築物の耐震診断、耐震補強設計に対する補助事業を創設しました。

## 緊急輸送道路とは

巨大な地震などの大規模災害時に、救命救急・消火活動、緊急物資の輸送などを円滑に行うために、兵庫県地域防災計画で指定された緊急輸送道路をいいます。

緊急輸送道路の指定状況については、兵庫県建築指導課にお問い合わせください。

TEL : 078-341-7711 (内線 : 4737)



西宮市内の緊急輸送道路
一般国道 2 号
一般国道 43 号
一般国道 171 号
一般国道 176 号
明石神戸宝塚線
大沢西宮線
西宮北道路(大沢西宮線)
有馬山口線
生瀬門戸荘線
今津港津門大箇線
中国自動車道
名神高速道路
阪神高速 5 号湾岸線
阪神高速 7 号北神戸線
阪神高速 3 号神戸線
臨港道路今津線
臨港道路札場筋線
幹第 7 号線
幹第 10 号線
西第 4 号線
幹第 17 号線
幹第 26 号線

## 補助制度の概要

### 補助の対象となる建築物

緊急輸送道路沿道の昭和 56 年 5 月以前に着工した建築物で、建築物のいずれかの部分の高さが、下の図に示す条件式を満たすもの。

$$H > L + \ell$$

H: 建築物のその部分の高さ

L: 前面道路の幅員が 12m 以下

→ 6m

前面道路の幅員が 12m 超

→ 前面道路幅員の 1/2

ℓ: 道路境界線までの距離

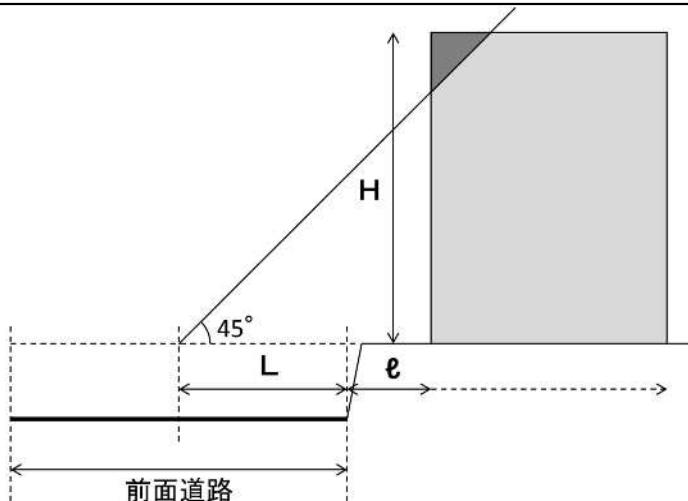


図 対象となる建築物のイメージ

### 耐震診断補助

#### 補助金の額

A、B のうちいずれか低い額の 2/3

A. 実際に耐震診断に要する費用

B. 補助対象基準額 (延べ面積 × 補助基準単価※) (上限 : 450 万円)

### 耐震補強設計補助

#### 補助金の額

A、B のうちいずれか低い額の 2/3

A. 実際に耐震補強設計に要する費用

B. 補助対象基準額 (延べ面積 × 補助基準単価※) (上限 : 450 万円)

#### ※補助基準単価 (1 m<sup>2</sup>あたりの上限額)

延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下の部分 2,000 円/m<sup>2</sup>

延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以下の部分 1,500 円/m<sup>2</sup>

延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>を超え 3,000 m<sup>2</sup>以下の部分 1,000 円/m<sup>2</sup>

(補助対象基準額の計算例) 延べ床面積 2,500 m<sup>2</sup>の建築物の補助対象基準額は 400 万円となる。

$(1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円}/\text{m}^2) + (1,000 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円}/\text{m}^2) + (500 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ 円}/\text{m}^2) = 4,000,000 \text{ 円}$

→ (1 m<sup>2</sup>~1,000 m<sup>2</sup>) → (1,001 m<sup>2</sup>~2,000 m<sup>2</sup>) → (2,001 m<sup>2</sup>~2,500 m<sup>2</sup>)

問い合わせ先

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課 建築構造チーム

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号 (南館 2 階)

TEL: 0798-35-3705